

自治とまちづくり

「自治」と「まちづくり」は、使い分けが難しい言葉です。様々な文書中に、様々な意味で使用されており、時にはそれぞれの言葉がもつ固有の意味を超えた使い方がされる場合もあり、また時には同じ意味で使われることもあります。そのため、両者の違いがあまり意識されていないのが実情です。

しかし、この条例では、それぞれの意味を明らかにした上で、議論を進める必要がありますので、一応、次のように整理したいと思います。

自治 = **市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法**
(主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方)

まちづくり = **住みやすいまちを作るための活動や取組**
(主に、まちに視点を置いた捉え方)

自治とまちづくりの違いを意識しつつ、条例の構成を考えると、主な視点の置き方によって、違いが出てきます。

[自治に視点を置いた場合]

市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法(主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方)が規定の中心となります。

[まちづくりに視点を置いた場合]

まちづくりに対する考え方(理念)やそのための方策を規定することになります。自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定することになります。

「自治」、「まちづくり」とともに、市政運営のあり方を定める上では大事な事柄ですが、この条例で「まちづくり」について規定しようとする場合には、市政運営の総合的な体系を定めている総合計画との関係を整理しておく必要があります。これについては、

条例では、まちづくりを進める上で必要となる市の意思決定の仕組みや方法(自治)を中心に定め、まちづくりの方向性(理念)については、普遍的なものに限定して規定する。

まちづくりの具体的な方向性等は、その時々的情勢により左右され易いので、情勢に応じたより具体的な政策の方向性については、この条例の定めるまちづくりの理念を基に、総合計画で議論して決定する。

といった役割分担を明確にすることによって、整理できるものと考えます。